

入 札 説 明 書

宮崎県が行う県立日南病院清掃業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の6に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年7月6日

2 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 県立日南病院清掃業務
- (2) 特定役務の内容 清掃業務
- (3) 履行場所 県立日南病院
日南市木山1丁目9番5号
- (4) 契約期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。
- (2) 県は、上記2の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (7) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (4) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (5) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (1) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。
 - オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 28 年宮崎県病院局公営企業告示第 3 号。以下「要綱」という。）第 2 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (4) 次のいずれかに該当する者であること。
- ア 令和 8 年度において上記 2 の (3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者
- イ 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に一契約（履行期間が 1 年以上のものに限る。）の契約金額（履行期間が 1 年を超える契約の場合にあっては、1 年間に換算して算出した金額とする。）が 2,000 万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が 100 床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。
- (5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第 9 条第 1 項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。
- ア 資本関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合
- (7) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 89 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札等の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
- (8) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 15 に規定する基準を満たし、かつ、同条第 1 号に規定する受託業務の責任者（以下「責任者」という。）を専任で配置できる者であること。
- なお、本要件の具体的な内容は、次に掲げるとおりとする。
- ア 責任者にあつては、次に掲げる事項についての知識を有するとともに医療機関の清掃業務を含む清掃業務について 3 年以上の実務経験を有すること。
- (7) 作業計画の作成
 - (4) 作業の方法
 - (5) 作業の点検及び業務の評価
 - (イ) 清潔区域等医療施設の特性に関する事項
 - (オ) 感染の予防
- イ 従事者にあつては、次に掲げる事項についての知識を有すること。
- (7) 要求される清潔さが異なる区域ごとの作業方法
 - (4) 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
 - (5) 感染の予防
- ウ 従事者に対し、次に掲げる事項を含む研修を行っていること。
- (7) 標準作業書の記載事項
 - (4) 患者の秘密の保持
 - (5) 責任者にあつては、医療法、医師法等の医療関係法規及び労働関係法規

5 入札参加資格等を得るための申請方法

上記 4 の(2)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により入札参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書類等の入手、提出及び問合せ先

宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 18 号
郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7062

(2) 申請書類の受付期間

令和 8 年 7 月 6 日から令和 8 年 7 月 28 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了

後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

6 担当部局

宮崎県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111

7 入札参加資格の確認等

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア 入札参加資格確認申請書の様式

別記様式第1号 ※下記(2)の資料を添付。

イ 申請書等の提出期間

令和8年7月6日から令和8年7月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

ウ 提出場所

6に同じ

エ 提出部数

1通

オ 提出方法

送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。7月28日必着。)
又は持参による。電送によるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格確認資料

入札参加資格確認資料は、次のとおりとし、ア及びイの書面は申請日から6箇月以内のものとする。

ア 法人にあつては登記事項証明書の写し又は個人にあつては本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 4(4)に該当することを証する下記の書面

4(4)アに該当する場合

提出不要

4(4)イに該当する場合

該当する業務に係る契約書の写し及び同種業務実績調書(別記様式第2号)

エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項に規定する登録に係る証明書の写し

(3) 入札参加資格確認結果の通知

令和8年8月10日までに書面により通知する。

(4) 申請書等の作成費用の負担等

- ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 申請書等は、返却しない。
- ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。

8 入札参加資格確認に対する異議申立

(1) 異議申立

入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立をすることができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所

6に同じ

ウ 提出方法

送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期間内必着。）又は持参によるものとし、電送によるものは受け付けない。送付による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) 異議申立に対する回答

異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

9 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

10 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること

ア 質問の受付期間

令和8年7月6日から令和8年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

イ 受付場所

6に同じ

ウ 提出方法

書面を送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同様の手段に限る。）又は持参して提出するものとする。

送付する場合は、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

なお、電話や電送によるものは、受け付けない。

(2) 質問書に対する回答

(1)の質問書に対する回答は、書面により相手方に通知するものとする。

また、回答書は、下記により閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所

6に同じ

イ 閲覧期間

令和8年8月10日から令和8年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

11 入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第3号）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所

6に同じ

(2) 提出期限

令和8年8月20日 午後5時

(3) 入札書の日付

入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため、留意すること。

(4) 提出方法

送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。8月20日必着とする。）
又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、7の(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。送付の場合も、同様に、別にして送付用の封筒に入れること。

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第4号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「8月21日開封《県立日南病院清掃業務》の入札書在中」と朱書きし、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

12 開札

(1) 開札の日時

令和8年8月21日 午前11時

(2) 開札の場所

宮崎県庁5号館2階 521室 宮崎市橘通東1丁目9番18号

(3) 開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

13 再度入札

- (1) 再度入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。
- (2) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。

なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間にあるもの。）を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

15 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

16 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、当該入札者について低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときに限り、落札者とする。

なお、当該入札者について、次の各号のいずれかに該当し、契約の内容に適合した履行がなされると認められない場合は、次に低い価格の有効な入札を行った者について、前段に準じて落札者を決定する。

ア 調査書類の全部又は一部の提出がない場合

イ 調査に協力しない場合

ウ 仕様書に適合しない場合

エ 積算内容が適正でない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反があると認められる場合

カ 前各号のほか、適正な業務の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 低入札価格調査に対する異議申立

(1) 低入札価格調査により失格とされた者が、その理由又は結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立ができる。

ア 受付期間

低入札価格調査の結果通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所

6に同じ

ウ 提出方法

持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して5日以内に通知する。

18 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。

(4) この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。